

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

被告準備書面(5)

令和6年1月22日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告訴訟代理人 弁護士

中 村



同

田 畑 元



同

古 本 武



同

石 森 雄 一 郎



同

山 本



目次

第1	原告の令和5年11月13日付け準備書面3【1～3頁】第1.1「公有水面埋立権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求に関する主張について」に対する反論.....	3
1	原告の主張の前提.....	3
2	公有水面埋立法は、公有水面の使用関係について何ら規定していないこと.....	3
3	補足.....	4
4	結論.....	5
第2	原告の令和5年11月13日付け準備書面3のその余の主張について.....	5
第3	原告の準備書面2第2以下への認否及び反論（補足）.....	6
第4	訴えの追加的変更申立書の認否・反論.....	6
1	「請求の原因の追加」に対する認否.....	7
2	反論.....	7
第5	再度の求釈明.....	8
1	被告による求釈明と原告の無回答.....	8
2	中間貯蔵施設の設置許可申請の際にも海上ボーリング調査が必要であること.....	9
3	平成12年漁業補償契約は「原発」の建設及び運転に関するものであり、「使用済核燃料の中間貯蔵施設」の建設及び運転は前提となっていないこと.....	10
4	原発と中間貯蔵施設の併存を山口県も許容していないこと.....	11
5	改めての求釈明.....	12

第1 原告の令和5年11月13日付け準備書面3【1～3頁】第1. 1「公有水面埋立権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求に関する主張について」に対する反論

1 原告の主張の前提

原告は、公有水面埋立権につき、「埋立工事遂行の目的で、一定の公有水面を支配・管理する所有権類似の権能」であるとの理解を前提に、公有水面埋立権に基づき、埋立施行区域を占有でき、埋立施行区域内の自由使用に対して妨害排除請求又は妨害予防請求をなすことができると主張している。

公物の使用関係は、一般使用（一般公衆による自由な共同使用）、許可使用（法律上の一般的禁止が申請によって解除されること、すなわち、許可処分により認められる使用形態）、特許使用（特定人に対し、公物の独占的な使用権を認めるもの）の3つに分類されるが、原告の主張は、公有水面埋立免許により、公有水面の使用に関わる権利までが設定される、すなわち、公有水面埋立権は、上記の許可使用や特別使用を可能にする権利である、というものである。

2 公有水面埋立法は、公有水面の使用関係について何ら規定していないこと

しかしながら、公有水面埋立法は、公有水面埋立免許を得た者が、竣功許可を条件として埋立地の所有権を取得するという結果について定めたものにとすぎず、公有水面埋立の前提となる公有水面の使用については、何ら規定していない。そのため、原告が埋立施行区域を使用して実際に埋立を進めるためには、山口県の「一般海域の利用に関する条例」に基づく許可を、公有水面埋立免許とは別に取得する必要がある。

原告の主張は、その前提からして、すなわち、公有水面埋立権が「埋立工事遂行の目的で、一定の公有水面を支配・管理する所有権類似の権能」であって「許可使用や特別使用を可能にする権利である」などといった前提となる理解からして誤りである。

実際、河川の埋立について、国土交通省が、各地方建設局長・北海道開発局

長・各都道府県知事に宛てた、昭和40年3月29日付け建設事務次官通達(乙11)では、第15項の「公有水面の埋立について」の(2)において、「法が適用又は準用される河川の埋立については、公有水面埋立法の規定による免許又は承認のほか、埋立ての行為の実施について法の許可等を受けることを要する」と明記されている。

上記のとおり、本件においても、原告が埋立施行区域を使用して実際に埋立を進めるためには、山口県の「一般海域の利用に関する条例」に基づく許可を、公有水面埋立免許とは別に取得する必要があるが、原告は、これを取得していない。そのために、原告において、「公有水面埋立権に基づく妨害排除請求又は妨害予防請求」なる請求をなすことができるかという問題以前に、埋立施行区域の埋立すら進めることが許されない状況にある。

原告の主張に理由のないことは明らかである。

3 補足

上記のとおり、原告が埋立施行区域を使用して実際に埋立を進めるためには、山口県の「一般海域の利用に関する条例」に基づく許可を、公有水面埋立免許とは別に取得する必要があるが、仮に、今後、「一般海域の利用に関する条例」に基づく許可が取得されても、原告において、直ちに埋立施行区域を排他的に支配しうることにはならない。この点について、誤解が生じないように、以下、念のため補足しておく。

上記のとおり、占用許可による特別使用は公共用水面の本来性質に反する例外的なものであるから、可能な限り自由使用を妨げないようにしなければならない。

山口県の「一般海域の利用に関する条例」第5条においても

知事は、第三条第一項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

一 公衆の一般海域の利用に著しい支障が生じないものであ

ること。

とされ、これを受けた、山口県一般海域占用許可基準（乙12）においても、
占用許可の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 特定の者の排他独占的使用の排除を原則とする。
- (2) 当該工作物の機能上、一般海域に設ける以外に方法がない場合又は一般海域に設置することがやむを得ないと認められる場合。
- (4) 当該工作物の設置等により一般海域の自由使用を妨げない場合。

とされている。

このように、自由使用を妨げない場合に認められる占有許可により自由使用を排除できるはずはない。

4 結論

以上から、原告の主張には理由がない。

原告の引用する神戸地裁姫路支部平成12年7月10日・判例時報1735号106頁（甲26）は、公有水面埋立法が、公有水面埋立免許を得た者が、竣功許可を条件として埋立地の所有権を取得するという結果について定めたものにすぎず、公有水面埋立の前提となる公有水面の使用については、何ら規定していないという、基本的な解釈を誤り、最高裁昭和61年12月16日判決・民集40巻7号1236頁にも反するものであって、先例としての価値は無い。

第2 原告の令和5年11月13日付け準備書面3のその余の主張について

- 1 原告は、埋立施行区域内で漁業を行うことはできなくなっているとも主張するが、これについては、被告準備書面（2）【13～21頁】第3項において詳細に反論済みである。

- 2 また、原告は、同準備書面【3～4頁】第2項において、占有権に基づく主張も行っているが、そもそも公有水面は占有権の対象とならないし、乙第5号証のとおり、原告が設置したという灯浮標はほとんどが流出して失われ、ごくわずかな本数残るのみであること、したがって、原告が埋立施行区域につき事実上の支配をしているといえる状況には到底ないことは、被告準備書面（2）【10～13頁】第2項において詳細に反論済みである。

第3 原告の準備書面2第2以下への認否及び反論（補足）

- 1 被告会員等による海上での調査（準備作業）に対する抗議活動について

原告は、被告の代表者らが複数の船舶で海上ボーリング調査地点付近に集合し、その一部が、作業を行おうとする船舶に接近し、作業船の側で作業を見合わせるまで接近を続けた等と主張している（準備書面2・3頁）。

- 2 しかし、被告代表者以外の抗議活動への参加者については、本件海上ボーリング調査の問題性が大きいため、各団体や個人の自発的な意思により船上での抗議活動に参加したものである。

このような全体としての抗議活動は、結果的に各団体や個人が参加して集団が形成されたものではあるが、各個の船上で移動しながら行うものであるから、海域を占有するものではなく、妨害する程度のものとは言えない。

また、上記のような抗議活動は、憲法21条第1項により、集会の自由や表現の自由として保障されるべきものであるから、当該海域における公物管理権にも優先するものであって、いずれにしても妨害行為とは評価できないというべきである。

第4 訴えの追加的変更申立書の認否・反論

原告が、令和5年3月10日の第2回口頭弁論期日で裁判所の「平成26年和

解に基づく妨害予防・排除請求を主張するのか」との釈明に対して、主張しない旨を明言したにもかかわらず令和5年11月13日付け訴えの追加的変更申立書で追加された請求原因について、認否・反論する。

1 「請求の原因の追加」に対する認否

- (1) 同1乃至3は認める。
- (2) 同4の第1段落は認めるが、第2段落は否認。
- (3) 同5は否認。
- (4) 同6は争う。

2 反論

- (1) 平成26年和解（本件和解）は、原告も上記申立書の「請求の原因の追加」の3で「上記保全取消請求事件につき」と言うとおり、すなわち、山口地方裁判所岩国支部平成22年1月18日仮処分決定（本件仮処分決定）の取り消しを求める山口地方裁判所平成24年（モ）第36号保全取消請求事件につき、和解条項の3（1）は、「本件仮処分決定主文第1項の『債権者の同水面に対する使用』」の文言の解釈を「確認する」もので、和解条項の4が「本件保全取消し手続を終了させる」ことを約したのみで終局的解決を約した清算条項もないように、その効力は仮処分手続の中にしか及ばないから、この和解を以て本案訴訟の訴訟物とすることはできない。そして、そのことは、平成26年和解によって実体法上の和解契約が成立していたとしても同じである。条文から読み取れる和解当事者の合理的意思解釈として、当該和解により仮処分手続を超えて、本案訴訟の訴訟物となる権利義務を生じさせる意思は認められないからである。
- (2) 「本件仮処分決定主文第1項の『債権者の同水面に対する使用』」の文言の解釈としても、その使用の権限は、「公有水面埋立免許…上記免許によって取得した公有水面埋立権に基づく」（甲第1号証の本件仮処

分決定2頁の「第2 事案の概要」「1 要旨」)ものである。

しかし、本件で原告が行おうとしている海上ボーリング「調査は、原告が、…新規制基準…等の制定及び改正の状況、原子力規制委員会による…審査状況を注視し…検討を続ける中で…発電所敷地内の断層の活動性評価については万全のデータを揃える必要があることから、実施を決定したもの」(原告準備書面1の第3の3第1段落。7頁)で、要するに、公有水面埋立て工事に必要な地質調査ではない。しかも、「このため、原子力規制委員会との間で、相談、協議を行い、指示を受けた事実はない」というのだから、原告が原子力規制委員会から原子力発電所建設の許可を受けるのに「必要不可欠な工程」(訴状3頁の(3))とは言い難い、原告が独自の判断で行おうとする調査に過ぎない。

従って、本件海上ボーリング調査は、平成26年和解の第3項で確認した「本件仮処分決定主文第1項の『債権者の同水面に対する使用』とは、本件公有水面における地質…に関する調査…に限る」範囲内でないことは明らかである。

そのことを判っているから、原告は、令和5年3月10日の第2回口頭弁論期日で裁判所の釈明に対して平成26年和解に基づく妨害予防排除請求を主張しない旨を明言したのである。

第5 再度の求釈明

1 被告による求釈明と原告の無回答

被告は令和5年9月7日付被告準備書面(2)において、原告に対して、「原告が実施予定としている海上ボーリングの調査結果が、本来の調査目的である原発の設置許可申請での利用ではなく、被告が建設計画を公表した使用済核燃料の中間貯蔵施設の設置許可申請において利用される予定があるか」の釈明を求めていた。

これに対し、原告は令和5年11月13日付原告準備書面3において「現時点で海上ボーリング調査を実施できていないのであるから、海上ボーリング調査を実施した場合を仮定した求釈明事項に回答することはできない」としている。

そもそも、海上ボーリング調査は原告において明確な目的を有したうえで行う以上、調査結果の利用目的について「同調査を実施していないので回答できない」とすること自体が不合理である。

一方で、以下の理由から、原告が行う予定の漁民の漁業権を排した形で行われる海上ボーリング調査は違法である可能性が極めて高い。

2 中間貯蔵施設の設置許可申請の際にも海上ボーリング調査が必要であること

(1) 使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより原子力規制委員会の許可を受けなければならない（核原燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）第43条の4第1項）。

また、当該許可を受けようとする者は「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法」を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する必要がある（同条第2項4号）。

(2) そして、申請の際には建設予定の建物の耐震構造も明らかにしなければならない（炉規法第43条の4第2項4号、平成十二年通商産業省令第百十二号使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第2条第1項2号ロ（6）参照）。そして、耐震構造の前提には、想定する「基準地震動」等も明らかにしなければならず、一般的に基準地震動を設定する際には、周辺の地盤のボーリング調査を行い活断層の有無を調査、その上で前提条件を設定することとなる。

(3) 原告が設置を予定している使用済核燃料の中間貯蔵施設は、周辺が海に面

しているため、ボーリング調査の対象となる地盤は海洋部分も当然含まれていると考えられる。

3 平成12年漁業補償契約は「原発」の建設及び運転に関するものであり、「使用済核燃料の中間貯蔵施設」の建設及び運転は前提となっていないこと

(1) 原告の主張では、原告が漁民の漁業権を排して一定区域内で海上ボーリング調査を行うことができる根拠として、平成12年4月27日に四代漁協、上関漁協及び管理委員会と原告が締結した漁業補償契約（以下「本件漁業補償契約」という。乙13）の存在を挙げる。

本件漁業補償契約の有効性や、同契約が祝島漁協の組合員を拘束することについて被告は争う。

(2) 一方で、本件漁業補償契約には下記の記載がある。

記

ア 四代漁協、上関漁協、管理委員会及びその所属組合員は、本件原子力発電所の建設及び運転に同意する（第1条1項）

イ 四代漁協、上関漁協、管理委員会及びその所属組合員は、発電所の建設及び運転のため次の各号に掲げる区域を別図に示すとおり設定することに同意するものとし、次の各号に掲げる区域の区分に応じ漁業権その他漁業に関する権利（以下「漁業権等」という）について当該各号に掲げる措置を講ずる（第1条2項）。

(ア) 漁業権消滅区域

公有水面埋立及び取水口その他の発電所設備の設置の用に供するため、漁業権を放棄する（第1条2項1号）

(イ) 漁業権準消滅区域

護岸用捨石、放水口その他の本件原子力発電所の設置（中略）の用に供するため、漁業権等を行使しない（第1条2項2号）。

(ウ) 工事作業区域

発電所建設工事等の安全確保のため、発電所2号機の営業運転の開始まで漁業権等を行使しない（第1条2項3号）。

ウ 四代漁協、上関漁協、管理委員会及びその所属組合員は、発電所温排水に起因する一切の漁業損失及び漁業操業上の諸迷惑を受忍する（第1条3項）。

エ 四代漁協、上関漁協、管理委員会及びその所属組合員は、原告が第2項各号に掲げる区域及びその周辺海域において地質、水温、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査並びに発電所の建設及び運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する（第1条4項）。

(3) 本件漁業補償契約は、その条項から原告が上関町に設置予定とする「原子力発電所の設置・運営」を目的としており、「使用済核燃料の中間貯蔵施設の設置・運営」を目的としたものではないことは明白である。

本件漁業補償契約に基づいて中間貯蔵施設設置・運営を目的とした海上ボーリング調査を漁民による漁業行為を排して行うことはそもそも許容されない。

4 原発と中間貯蔵施設の併存を山口県も許容していないこと

(1) 原告は、令和5年11月13日付原告準備書面3において、原発の建設計画と中間貯蔵施設の建設計画は併存させる旨主張している。

これは、原発の建設計画も消滅していないことを理由に本件漁業補償契約に基づいた海上ボーリング調査が許容されることを黙示的に主張しているものと思われる。

(2) しかし、令和5年12月26日、山口県知事は原発本体とは別に、使用済核燃料の中間貯蔵施設を上関町にある原告所有の敷地内で併存させることについて「負担としては非常に過大」との認識を示した（乙14）。

(3) また、平成13年4月23日に当時の山口県知事において、上関原発の設置計画に関し、「使用済燃料の貯蔵・管理について、発電所内での新たな貯蔵施設にたよらないで済むよう、また、発電所内での貯蔵管理が長期にわた

らないよう、適切な対策を講じること」の意見（以下「本件意見」という。）の表明をしている（乙15）。

本件意見は、上関にある原告所有敷地内で原子力発電所と同発電所から排出される使用済核燃料を「長期間保管することを前提」とする中間貯蔵施設の計画を山口県としては容認しないことを示すものである。

そして、令和5年12月26日、現山口県知事は、本件意見を踏襲する考えを明示的に示している（乙14）。

(4) つまり、山口県知事が本件意見を踏襲したうえで原発と中間貯蔵施設の併存が「過大な負担」と示した事情と併せて、使用済核燃料の中間貯蔵施設の設置を原発の設置に優先して進めていること（共同事業者となる予定の関西電力が2030年までに福井県外の使用済核燃料の中間貯蔵施設に搬出することを福井県に約束している（乙9参照））を考慮すると、現時点で原告が上関町内で設置を計画している原子力発電所の設置・運営計画は具体性が全くなくなったことが容易に分かる。

原告が、海洋ボーリング調査を行うのであれば、その調査結果の利用は具体的な実現可能性がなくなった上関原発の設置許可申請を目的としたものではなく、本件漁業契約の目的から外れた、共同事業者となる関西電力との兼ね合いから2030年までに操業が迫られている中間貯蔵施設設置許可申請に利用することを目的としたものである可能性が極めて高い。

5 改めての求釈明

以上の経緯から、原告は、将来予定しているとする海上ボーリング調査の調査結果を上関町内に建設予定としている使用済核燃料の中間貯蔵施設の設置許可申請に使用する予定があるのか否かを明らかにされたい。

以上